(d)　「引受人の氏名又は名称」、「住所」、「引受新株予約権数」又は「引受けの条件」を記載しないで届出書を提出する場合には、これらの決定予定時期を注記すること。

(e)　この届出書に係る新株予約権証券の募集について、当該新株予約権証券が金商業等府令第153条第１項第４号ニに掲げる株券等に該当することにより、提出会社を親法人等又は子法人等とする金融商品取引業者を主幹事会社とした場合には、その旨、提出会社と主幹事会社との関係の具体的な内容、当該新株予約権証券の引受けに係る同号ニに規定する発行価格の決定に適切に関与した金融商品取引業者の名称、当該金融商品取引業者が当該発行価格の決定に当たり提出会社から影響を受けないようにするためにとった具体的な措置の内容及び当該発行価格の決定方法の具体的な内容を注記すること。

(f)　引受人が引受けの対象となる新株予約権証券の全てを取得することになったと仮定した場合に、会社が発行者である株券等（法第27条の23第１項に規定する株券等をいう。以下この(f)において同じ。）に係る引受人の株券等保有割合（同条第４項に規定する株券等保有割合をいう。以下この(f)において同じ。）が100分の５を超えることになるときは、その旨及び届出書提出日の５日（日曜日及び令第14条の５に規定する休日の日数は、算入しない。）前の日における会社が発行者である株券等に係る引受人の株券等保有割合を注記すること。

第二号様式記載上の注意(15)ｂ中「提出会社の」を「提出会社を」に改め、「子法人等」の次に「とする金融商品取引業者」を加える。

第二号の二様式記載上の注意(2)ａ㈠中「第７条前段」を「第７条第１項前段」に改める。

第二号の四様式記載上の注意(6)ｄ中「提出会社の」を「提出会社を」に、「を主幹事会社」を「とする金融商品取引業者を主幹事会社」に改め、同記載上の注意(10－4)ａ中「ｄ」を「ｃ」に改め、同記載上の注意(10－5)中ｃを削り、同記載上の注意(10－5)ｆ中「ｅ」を「ｄ」に改め、同記載上の注意(10－5)中ｇをｆとし、ｄからｆまでをｃからｅまでとし、第二号の五様式記載上の注意(11)ｄ中「提出会社の」を「提出会社を」に、「を主幹事会社」を「とする金融商品取引業者を主幹事会社」に改め、同記載上の注意(12)ｅ中「規定する割当日」の次に「（同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行う場合は、同法第278条第１項第３号に掲げる当該新株予約権無償割当てがその効力を生ずる日）」を加え、同記載上の注意(12)ｑを次のように改める。

ｑ　「新株予約権証券の引受け」については、(11)に準じて記載すること。ただし、法第２条第６項第３号に掲げる方法による新株予約権証券（同号に規定する新株予約権証券をいう。以下このｑにおいて同じ。）の引受けの場合は、次の(a)から(f)までに定めるところにより記載すること。

(a)　元引受契約を締結する金融商品取引業者のうち主たるものが決定していない場合には、元引受契約を締結する予定の金融商品取引業者のうち主たるものを記載すること。

(b)　「引受けの条件」の欄には、引受けの態様、引受人に支払う手数料、引受人が会社から新株予約権証券を取得する際の対価の金額等を記載すること。

なお、算式表示の場合には、引受人に支払う手数料、引受人が会社から新株予約権証券を取得する際の対価の金額等は当該算式に基づいて記載すること。

(c)　「引受新株予約権数」の欄には、引受人が取得する新株予約権証券に係る新株予約権（法第２条第６項第３号に規定する新株予約権をいう。以下このｑにおいて同じ。）の数の算定方法及び引受けの対象となる新株予約権証券の全てを取得することになったと仮定した場合の新株予約権証券に係る新株予約権の数を記載すること。

(d)　「引受人の氏名又は名称」、「住所」、「引受新株予約権数」又は「引受けの条件」を記載しないで届出書を提出する場合には、これらの決定予定時期を注記すること。

(e)　この届出書に係る新株予約権証券の募集について、当該新株予約権証券が金商業等府令第153条第１項第４号ニに掲げる株券等に該当することにより、提出会社を親法人等又は子法人等とする金融商品取引業者を主幹事会社とした場合には、その旨、提出会社と主幹事会社との関係の具体的な内容、当該新株予約権証券の引受けに係る同号ニに規定する発行価格の決定に適切に関与した金融商品取引業者の名称、当該金融商品取引業者が当該発行価格の決定に当たり提出会社から影響を受けないようにするためにとった具体的な措置の内容及び当該発行価格の決定方法の具体的な内容を注記すること。

(f)　引受人が引受けの対象となる新株予約権証券の全てを取得することになったと仮定した場合に、会社が発行者である株券等（法第27条の23第１項に規定する株券等をいう。以下この(f)において同じ。）に係る引受人の株券等保有割合（同条第４項に規定する株券等保有割合をいう。以下この(f)において同じ。）が100分の５を超えることになるときは、その旨及び届出書提出日の５日（日曜日及び令第14条の５に規定する休日の日数は、算入しない。）前の日における会社が発行者である株券等に係る引受人の株券等保有割合を注記すること。

第二号の五様式記載上の注意(15)ｂ中「提出会社の」を「提出会社を」に改め、「子法人等」の次に「とする金融商品取引業者」を加える。

第七号様式記載上の注意(14)ｅ中「規定する割当日」の次に「（同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行う場合は、同法第278条第１項第３号に掲げる当該新株予約権無償割当てがその効力を生ずる日）」を加え、同記載上の注意(14)ｇを次のように改める。

ｑ　「新株予約権証券の引受け」については、(13)に準じて記載すること。ただし、法第２条第６項第３号に掲げる方法による新株予約権証券（同号に規定する新株予約権証券をいう。以下このｑにおいて同じ。）の引受けの場合は、次の(a)から(e)までに定めるところにより記載すること。

(a)　元引受契約を締結する金融商品取引業者のうち主たるものが決定していない場合には、元引受契約を締結する予定の金融商品取引業者のうち主たるものを記載すること。

(b)　「引受けの条件」の欄には、引受けの態様、引受人に支払う手数料、引受人が会社から新株予約権証券を取得する際の対価の金額等を記載すること。

なお、算式表示の場合には、引受人に支払う手数料、引受人が会社から新株予約権証券を取得する際の対価の金額等は当該算式に基づいて記載すること。

(c)　「引受新株予約権数」の欄には、引受人が取得する新株予約権証券に係る新株予約権（法第２条第６項第３号に規定する新株予約権をいう。以下このｑにおいて同じ。）の数の算定方法及び引受けの対象となる新株予約権証券の全てを取得することになったと仮定した場合の新株予約権証券に係る新株予約権の数を記載すること。

(d)　「引受人の氏名又は名称」、「住所」、「引受新株予約権数」又は「引受けの条件」を記載しないで届出書を提出する場合には、これらの決定予定時期を注記すること。

(e)　この届出書に係る新株予約権証券の募集について、当該新株予約権証券が金商業等府令第153条第１項第４号ニに掲げる株券等に該当することにより、提出会社を親法人等又は子法人等とする金融商品取引業者を主幹事会社とした場合には、その旨、提出会社と主幹事会社との関係の具体的な内容、当該新株予約権証券の引受けに係る同号ニに規定する発行価格の決定に適切に関与した金融商品取引業者の名称、当該金融商品取引業者が当該発行価格の決定に当たり提出会社から影響を受けないようにするためにとった具体的な措置の内容及び当該発行価格の決定方法の具体的な内容を注記すること。

(f)　引受人が引受けの対象となる新株予約権証券の全てを取得することになったと仮定した場合に、会社が発行者である株券等（法第27条の23第１項に規定する株券等をいう。以下この(f)において同じ。）に係る引受人の株券等保有割合（同条第４項に規定する株券等保有割合をいう。以下この(f)において同じ。）が100分の５を超えることになるときは、その旨及び届出書提出日の５日（日曜日及び令第14条の５に規定する休日の日数は、算入しない。）前の日における会社が発行者である株券等に係る引受人の株券等保有割合を注記すること。